非農地証明願に係る意見書

令和　　年　　月　　日

香美市農業委員会長　　様

香美市農業委員会委員　　印

香美市農地利用最適化推進委員　　印

下記の土地は、登記事項証明書に畑・田とあるが、現地等調査の結果、現況は香美市農業委員会非農地証明事務取扱要領第４（　　）に該当し、農地法第２条に規定する農地又は採草放牧地でないと認められます。

記

申請者

住所	氏名	年齢	職業	備考

土地の表示

大字	字	地番	登記地目	面積(㎡)	利用状況等	備考

香美市農業委員会非農地証明事務取扱要領（抜粋）

第４　証明の判定基準

非農地証明は、申請にかかる土地が具体的事実として明らかに次の各号のいずれかに該当するものに限定する。

（１）農地法が施行された日（昭和27年10月21日）以前から非農地であった土地

（２）自然災害による被災地等であって、通常の手段で復旧できないと認められる土地

（３）耕作不適、耕作不便などやむを得ない事由で15年以上耕作放棄により自然潰廃した土地であって、容易な手段で復旧ができないと認められる土地

（４）昭和27年10月21日以降人為的に転用した土地で、転用事実行為から15年以上平穏無事に経過しており、農政上も特に支障がないと認められる土地

（５）農地法施行規則第5条第1項に該当する農業用施設等に転用された土地

（６）その他転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地